

令和4年12月21日  
横浜市環境創造局環境管理課

## 低炭素電気の普及の促進に関する指針の一部改正について

### 1 改正の趣旨

横浜市では、平成31年4月1日に施行された「低炭素電気の普及の促進に関する指針（以下「指針」という。）」に基づき、低炭素電気普及促進計画書制度を運用し、事業者が実施する低炭素電気の調達又は供給に係る取組を支援しています。

低炭素電気普及促進計画書制度の運用の改善を目的として指針を改正します。

### 2 主な改正内容

報告項目のうち、電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量や電気の調達量等の前々年度の実績値は、前年度に提出された報告書の公表データから読み取れるため報告項目から削除します。その他の用語整理を行います。

### 3 施行予定

令和5年4月1日（予定）

### 4 添付資料

（別紙）低炭素電気の普及の促進に関する指針 本文（新旧対照）